

婚外子差別撤廃のために戸籍法改正を求める意見書

2013年9月4日、最高裁大法廷は、14名の裁判官全員一致で、婚外子の法定相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定（民法第900条第4号ただし書き前段）を憲法違反と決定した。既にこの規定は、同年12月の臨時国会で改正され、発効している。法務省は同時に、出生届の嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を撤廃する「戸籍法改正案」を準備していたが、一部与党の合意が得られなかったため提出されなかった。

2013年9月26日に最高裁第一小法廷は、戸籍法上のこの規定を合憲と判断したが、その中身は「違憲とまでは言えない」と述べるものの「この欄が必要不可欠とは言えない」と明言している。加えて櫻井裁判官から立法において見直すべきという補足意見も付されており、決して現状を是としたものではない。

近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子供への不当な差別であるとして、婚外子を意味する言葉を削除する法改正が進んでいる。我が国の戸籍法の規定は、既に改正された相続分差別規定とともに、国連人権諸機関から繰り返し法改正を勧告され、婚外子の人権尊重のために、一刻も早い法改正が望まれている。

2004年11月には、続き柄の記載方法が変更され、婚外子も「長男・長女」式の記載方法となったが、それ以前に出生届が提出された婚外子は、続き柄を「男」「女」と記載され、婚外出生が明らかにわかるものとなっている。本人または母の申し出により記載の変更は可能だが、現に婚外子差別がある中で、みずから名乗り出るには困難が伴う。また国や行政による広報もほとんどなされていないため、制度改正を知らない人も大勢いる。

そもそも戸籍の続き柄欄に出生順に序列をつけた記載をしていたのは、家督相続の順序を明確にするためのものであり、戦後に家督相続制度が廃止された以後は意味のないものである。しかし、現在の続き柄の記載方法では、婚外子の出生届が提出されるたびに、出生順の序列をつけるために出生子の母の出産可能年齢までさかのぼって調査しなければならないなど、自治体に無意味な事務作業を強いることになる。民法上の要請のない事務作業を撤廃し、事務を簡素化すべきである。

したがって、婚外子差別を誘発しかねない要因を除去し、戸籍実務上不要な事項を撤廃して事務を簡素化するためにも、続き柄欄を廃止することは極めて合理的である。

よって、鎌倉市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を求める。

記

- 1 戸籍法第49条第2項第1号の規定を削除し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。
- 2 戸籍法第13条第4号及び第5号の規定を改正し、戸籍の実父母との続き柄及び養父母との続き柄を廃止すること。なお、続き柄廃止に伴い性別を明らかにする場合は性別欄を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月4日

鎌 倉 市 議 会